

令和3年度（2021年度）第1回  
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和3年（2021年）8月12日（木）午後1時30分  
開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

## 八王子市国民健康保険運営協議会

### 令和3年度第1回会議録

開催日時 令和3年8月12日(木) 午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

#### 議 題

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) 国民健康保険事業の概要及び運営状況について
- (3) その他

#### 出席委員(14)

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 会 長 ( 9 番) | 岩 田 祐 樹 (公益代表)         |
| 副会長 (10番)  | 石 井 宏 和 (公益代表)         |
| 委 員 ( 1 番) | 石 井 健 一 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 2 番) | 井 上 祐 子 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 3 番) | 橋 本 直 紀 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 4 番) | 増 田 博 一 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 5 番) | 中野間 隆 (保険医又は保険薬剤師代表)   |
| 委 員 ( 6 番) | 太 田 ルシヤ (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 ( 7 番) | 氷 見 元 治 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 ( 8 番) | 山 田 弘 志 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (11番)  | 小 林 秀 司 (公益代表)         |
| 委 員 (12番)  | 美濃部 弥 生 (公益代表)         |
| 委 員 (13番)  | 佐々木 知 恵 (被用者保険等保険者代表)  |
| 委 員 (14番)  | 鈴 田 朗 (被用者保険等保険者代表)    |

#### 市側出席者

八 王 子 市 長 石 森 孝 志  
医 療 保 険 部  
医 療 保 険 部 長 立 花 等

保 險 年 金 課 長	横 溝	秀 明
成 人 健 診 課 長	滝 口	敦
保 險 年 金 課		
庶務担当課長補佐兼主査	溝呂木	容 子
庶 務 担 当 主 査	橋 本	和 幸
資 格 課 税 担 当 主 査	笠 井	達 之
給付担当課長補佐兼主査	岩 崎	隆 浩
成 人 健 診 課		
成人健診担当主査	杉 山	光 明
特定保健指導担当主査	小 竹	亜希子
財 政 部		
収 納 課 長	細 田	英 史
収 納 課		
主 査	鈴 木	悠 也

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配付資料

《事前配付資料》

資料1 八王子市国民健康保険運営協議会委員名簿

資料2 国民健康保険事業の概要及び運営状況について

参考資料 令和3年度(2021年度)26市国民健康保険税(料)率等の状況

《当日配付資料》

- ・運営協議会委員のための国民健康保険必携(2021年度版)
- ・東京の国保(No.661)
- ・こくほのしおり(令和3年度版)

[午後 1 時22分開会]

## 1. 委嘱状交付

○横溝保険年金課長 お待たせをいたしました。定刻より少し前ですけれども、皆様お揃いですので、開始させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております医療保険部保険年金課長の横溝でございます。よろしくお願いたします。

それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

## 2. 市長挨拶

○横溝保険年金課長 ありがとうございます。続きまして、石森市長から御挨拶申し上げます。

○石森市長 皆さん、こんにちは。本日はコロナ禍であり、また、何かと御多用の中、令和3年度第1回の国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、御案内のように、連日新型コロナウイルスの感染者数が急増しているニュースが報道されておりますが、本市におきましても同様に、感染者数は急増しておりまして、自宅療養者が600人を超えるような状況でございます。

一方、ワクチンの接種状況につきましては、16歳以上の方全ての市民と、基礎疾患のある12歳から15歳までの方について、接種できる状態が整っておりまして、8月9日現在、1回目の接種率は約45%、2回目の接種率は32%となっております。

また、集団接種会場での接種が難しい方にも、訪問接種を開始しておりまして、医師会、薬剤師会をはじめとする関係者の方々の御協力をいただき、順調に進捗している状況でございます。

このようなコロナ禍という非常に難しい局面の中でも、昨年度につきましては、国保制度が広域化された趣旨を踏まえまして、東京都から示される標準保険料率の適用に向けた令和3年度の保険税率等の改定について、広い視野から真摯に御検討いただいたところでござ

ざいまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

今年度は新たに4人の皆様を迎え、新体制となりますけれども、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、多摩26市における令和3年度の保険税率等の改定状況でございますが、26市中、本市を含め9市が改定を行ったところであります。

本年度の本運営協議会においては、決算補填等目的の法定外繰入金を解消するために、東京都から示される標準保険料率の適用に向けて、国や都の激変緩和措置期間が令和5年度までであることを見据えた中で、令和4年度の保険税率等について、御審議をいただきたいと思っております。

もとより本市におきましては、特定健康診査や保健指導など保健事業の実施などにより、健康増進や疾病予防を進めておりまして、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るほか、保険税の収納率向上に努めていく考えでございます。

今後も、安心して医療を受けることができる国保制度の安定的な運営のため、保険者としての責務を果たしていく所存でございますので、委員の皆様におかれましては、幅広い視点から御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 ここで、市長は公務のため退席をさせていただきます。

(市長退席)

○横溝保険年金課長 なお、本日の会議も、コロナ禍でございますので、予定の15時までには終了できますよう御協力をお願いいたします。

### 3. 開会

○横溝保険年金課長 それでは、ただいまから令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本来であれば、招集権は会長にございますけれども、今回は、会長選任前に開催するということもございますので、出席者の皆様の同意をいただきまして、開催とさせていただきますと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横溝保険年金課長 それでは、会長の選任が後になりますので、それまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

本日は、全ての委員の方の御出席をいただいております。会議は有効に成立する形となっております。

ここで、本日の配付資料と議事録等について、事務局から説明をいたします。

○溝呂木庶務担当主査 事前配付資料としまして、資料1「八王子市国民健康保険運営協議会委員名簿」、資料2「国民健康保険事業の概要及び運営状況について」、参考資料「令和3年度26市国民健康保険税(料)率等の状況」になります。また、当日配付資料としまして「運営協議会委員のための国民健康保険税必携(2021年度版)」、「東京の国保(No.661)」、「こくほのしおり(令和3年度版)」、次第、以上になります。

何か足りないものがありましたら、挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。資料の確認については以上になりますので、よろしくをお願いします。

○横溝保険年金課長 次に、委員の改選がございましたので、各委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場で御起立いただきたいと存じます。

石井健一委員。

○石井健一委員 石井です。よろしくお願いします。

○横溝保険年金課長 井上祐子委員。

○井上委員 よろしくをお願いします。

○横溝保険年金課長 橋本直紀委員。

○橋本委員 よろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 なお、橋本委員におかれましては、東京都国民健康保険運営協議会へ本市から被保険者代表委員として選出されております。

増田博一委員。

○増田委員 お願いします。

○横溝保険年金課長 中野間隆委員。

○中野間委員 よろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 太田ルシヤ委員。

○太田委員 よろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 氷見元治委員。

○氷見委員 よろしくをお願いします。

○横溝保険年金課長 山田弘志委員。

- 山田委員 よろしくお願ひいたします。
- 横溝保険年金課長 岩田祐樹委員。
- 岩田委員 自民党新政会の岩田でございます。よろしくお願ひします。
- 横溝保険年金課長 石井宏和委員。
- 石井宏和委員 石井宏和です。よろしくお願ひいたします。
- 横溝保険年金課長 小林秀司委員。
- 小林委員 小林です。よろしくお願ひします。
- 横溝保険年金課長 美濃部弥生委員。
- 美濃部委員 よろしくお願ひいたします。
- 横溝保険年金課長 佐々木知恵委員。
- 佐々木委員 よろしくお願ひします。
- 横溝保険年金課長 鈴田朗委員。
- 鈴田委員 よろしくお願ひいたします。
- 横溝保険年金課長 続きまして、事務局を代表いたしまして、医療保険部長より挨拶と職員を紹介をさせていただきます。
- 立花医療保険部長 皆さん、こんにちは。医療保険部長の立花等と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

4月から医療保険部長になりまして、その前は4年間、財務部長ということで、財政面からは、国民健康保険事業特別会計の制度等につきまして一定程度、承知をしているところでございますけれども、詳細につきましては、まだまだこれから勉強というところでございますので、皆様から御指導いただければと思っております。

また6月からは、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長ということで、毎週日曜日、上野町のワクチン接種センターに詰めております。冒頭、市長から御挨拶させていただいたとおり、今、1回目の接種率は45%、この後、順次8月中に15万回分のワクチン接種を予定しておりまして、現時点で予約率は、100%となっております。9月につきましても2週間分の予約枠を開放し、順次予約が入っているところでございます。市民の皆様は、意識高く、計画的に接種をしていただいております。現在、予約していただいている分については、ワクチンを確保しておりますので、確実に接種を進めたいと思っております。

それでは、課長の紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、成人健診課長の滝口敦でございます。

○滝口成人健診課長 成人健診課長、滝口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立花医療保険部長 続きまして、本市では本年4月に、市税と連携した滞納整理の強化を図るとともに、収納業務を効果・効率的に行うため、これまでの医療保険部保険収納課と税務部納税課の組織体制を見直し、新たに財政部収納課を設置したところでございます。今後は、市税とともに国民健康保険税も、収納課で徴収することとなります。収納課長の細田英史でございます。

○細田収納課長 財政部収納課長の細田英史と申します。よろしくお願いいたします。

○立花医療保険部長 以上です。よろしくお願いいたします。

#### 4. 議題

##### (1) 正・副会長の選任について

○横溝保険年金課長 それでは、会議次第に従いまして進行いたします。

議題1、正・副会長の選任に入ります。正・副会長の選任でございますが、会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、公益を代表する委員のうちから選挙すると定められており、本市国保運営協議会規則第3条にも同様に、選挙によると定められております。

また、慣例により、公益代表委員の推薦をいただいている市議会からは、正・副会長候補者について意見を頂戴しております。皆様の御賛成を得まして、この市議会の意見をもって、正・副会長の選任をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横溝保険年金課長 御異議なしと認めます。それでは、会長は岩田祐樹委員、副会長は石井宏和委員、以上でございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横溝保険年金課長 御異議なしと認めます。正・副会長の選任につきましては、皆様の御賛成をいただきましたので、ただいま申し上げたとおり決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、私の議事進行は終わらせていただきます。

それでは、正・副会長から就任の御挨拶をよろしくお願いいたします。

○岩田会長 改めまして皆さん、こんにちは。自民党新政会、岩田祐樹でございます。先ほ

ど皆様から、本運営協議会の会長に御賛同いただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。また、この重責をしっかりと務めるべく身の引き締まる思いでございます。

冒頭、市長からの御挨拶の際に御案内もございましたけれども、今まさに我が八王子におきましても、国難と言われるに値する新型コロナウイルスが蔓延している状況でもありまして、また時を同じくして、本市においても御多分に漏れなく少子高齢化、超高齢化社会の到来によって、大きくその人口構成が変化しております。この皆保険制度の中での根幹をなす国民健康保険を、しっかりと将来にわたって制度運営ができることを、この運営協議会を通じて、皆様と改めて集中的な審議を行って、適正な運営に努めていきたいと思っております。私も会長として、この任期をしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうか各委員の皆様のお協力、お力添え賜りますよう、よろしく御願い申し上げて、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしく御願いいたします。

○石井副会長 皆さん、こんにちは。ただいま副会長に選任いただきました市議会議員の石井宏和でございます。

長引くコロナ禍の下で、必要な医療が十分に提供できないようなストレスが続く中での協議会になり、保険者と関係各位には、これまで以上の努力が求められていると思っております。会長を補佐して、闊達な議論が行われますよう精一杯努めてまいります。

どうぞよろしく御願いいたします。

## (2) 国民健康保険事業の概要及び運営状況について

○岩田会長 それでは、会議次第に従いまして、進行いたします。議題2の「国民健康保険事業の概要及び運営状況について」を議題としたいと思います。事務局から説明願います。

○横溝保険年金課長 それでは、資料2「国民健康保険事業の概要及び運営状況について」を、お手元に御用意ください。

1枚おめくりいただきまして、国民健康保険事業の概要、さらに1枚おめくりいただきまして、1 令和2年度(2020年度)決算(見込)について、最初に御説明申し上げます。

令和2年度の決算見込みにつきましては、歳入で558.4億円となっております。増要因といたしましては、保険税率等の改定によるものや、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険税の減免に対する国民健康保険災害臨時特例補助金が増(国庫支出金)になったことによるものでございます。減要因といたしましては、決算補填目的に係る法定外繰入金

解消に向けた保険税率等の改定によりまして、一般会計繰入金が減になったことや、保険給付費の実績等に伴い、保険給付費等交付金が減になったことが挙げられます。結果といたしまして、前年度比で21.3億円の減となっております。

次に、歳出では551.2億円となっております。増要因といたしましては、国や都への返還金と保険税還付金が増となったことによるものです。減要因といたしましては、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響によって、保険給付費が減になったことによるものでございます。結果といたしまして、前年度比22.7億円の減となっております。

続きまして、5ページ、2 令和3年度（2021年度）予算でございますが、予算額が568億円となり、前年度に比べ6.8億円の減となっております。歳入の減要因としましては、保険税率等の改定によって、一般会計繰入金が減になったこと等となっております。歳出の減要因といたしまして、被保険者数が減少したことによって、保険給付費が減になったことが挙げられております。

続きまして6ページ、3 被保険者数の推移をお開きください。被保険者数につきましては年々、減少傾向にありまして、0歳から69歳までの年齢区分では全て減少しております。70歳から74歳までは増加となっております。減少の要因といたしまして、人口構成割合の高い世代が後期高齢者医療制度、75歳以上の制度ですけれども、そちらへ移行していることが挙げられます。なお、令和2年度の被保険者数については、12万5,532人となっており、前年度と比較で2,964人減少しております。

続いて7ページ、4 医療費の推移でございますが、医療費については、主に被保険者数が減ったこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べて24.6億円減の421.3億円となっております。

右のグラフ、医療費の推移を御覧いただきますと、青い線が1人当たりの医療費になっておりますが、これまでは、高齢化や医療の高度化によって、1人当たりの医療費は上昇してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度は1.1万円の減で33.6万円という形になっております。

しかし、今後、新型コロナウイルス感染症の終息後については、被保険者数の減少は続き、そのほうが財政上の影響は大きいということから、医療費全体としては減少していきますが、1人当たりの医療費は、高齢化や医療の高度化によって伸びていくものと考えております。

ページをおめくりいただきまして、8ページ、5 繰入金でございます。まず（1）法定

外繰入金の推移ですが、令和2年度の法定外繰入金につきましては、前年度に比べまして、12.1億円減少した19.3億円となりました。したがって、被保険者1人当たりと市民1人当たりの法定外繰入金につきましても、表記のとおり減少しております。なお、この法定外繰入金の中には、保険者として、健康寿命の延伸に資する取組として行う特定健康診査等の保健事業に充当するものも含まれております。

9ページを御覧ください。引き続き、繰入金についてですが、(2)決算補填目的に係る繰入金でございます。これは、先ほど御説明いたしました法定外繰入金のうち、国や東京都から解消が求められているもので、当初予算においては、保険税率等の改定に係るシミュレーションで、22.3億円と見込んでおりましたが、決算見込みにおいては、保険税の徴収努力による収納率が向上したことなどにより、8.5億円減の13.8億円となっております。

下の表からは、参考といたしまして、令和3年度の税率改定時に作成いたしました保険税率等のシミュレーションを10ページにかけて記載しております。このシミュレーションは、東京都から毎年11月中旬から下旬にかけて示される仮係数に基づいた納付金及び標準保険料率を踏まえて、毎年度、見直しを行います。今後、皆様には、翌年度の保険税率を諮問させていただく際に、改めてお示しさせていただく予定となっております。

○滝口成人健診課長 続きます。私から成人健診課で行っております3つの事業について御説明させていただきます。

12ページをお開きください。特定健康診査・特定保健指導とは、平成20年に、生活習慣病の予防と医療費の適正化を目的とし、医療保険者に義務づけられたものでございます。メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、その結果に基づき、メタボリックシンドロームの改善のため、保健師・管理栄養士が保健指導を実施しております。

特定健康診査ですが、対象となる40歳以上の方に、毎年5月下旬に受診券を発送し、翌年1月末までに市内約180の医療機関で実施しております。なお、昨年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、受診期間を約2週間延長しております。

特定保健指導につきましては、特定健康診査受診後、生活習慣病のリスクの高い方に利用券を発送し、8月末から翌年6月まで積極的支援、動機付け支援を実施しております。

次ページに実施状況を記載してございます。令和2年度は9万661人の対象者がおり、3万5,898人が受診し、受診率は39.6%となっております。例年、45%前後の受診率で推移してはいたしましたが、昨年度は新型コロナウイルスによる受診控えがあったと思わ

れます。

特定保健指導については、3,909人の対象者に対し、1,000人に実施し、実施率は25.6%と、こちらも例年に比べると若干減っております。

特定健康診査は、大都市ほど受診率が下がる傾向にあり、(2)にございます令和元年度の比較では、中核市の中では60市中8位でございますが、三多摩の中では26市中23位に位置しております。ただし、三多摩の受診率の平均が50%、最も受診率の高い市でも54.7%ということで、その差は10%を切っている状況でございます。

次の14ページに、特定保健指導の効果を、お示しをさせていただいております。特定保健指導の脱出率、つまり翌年度、特定保健指導の対象にならなかった人の率を記載しております。

下でございます特定保健指導脱出率の平成30年度のグラフのところを御覧いただきたいと思っております。平成30年度に指導を受けた方の41.5%が、令和元年度は特定保健指導の対象から外れておりますが、指導を受けていない方は32.5%ということで、指導により、御自身の健康に気遣うことの大切さが数値として表れたものかと思っております。

次に、生活習慣病重症化予防事業について御説明させていただきたいと思っております。16ページをお開きください。この事業は、糖尿病あるいは高血圧のリスクのある方に対し、受診勧奨・直接指導を行うことで、生活習慣病が重症化することを防ぐ取り組みでございます。

表の左側の受診勧奨事業ですが、健診の結果、血中のヘモグロビンにどれほど糖が結合しているかを示すHbA1cが6.5%以上、または、収縮期の血圧が160から179まで、拡張期の血圧が100から109までの間にあるⅡ度高血圧以上の方で、治療レセプトのない方に、はがきによる受診勧奨を実施しました。また、HbA1cが8%以上、あるいは収縮期の血圧が180以上、拡張期の血圧が110以上であるⅢ度高血圧の方には、職員が直施電話をし、受診勧奨を行っております。令和2年度はHbA1cの数値の高い方230名、高血圧の方427名に受診勧告を行いました。

また、表の右側、糖尿病性腎症重症化予防指導ですが、表に示すような特にリスクの高い方で、かかりつけ医の了解を得られた方に対し、6か月間指導を実施し、重症化予防を図っております。今年度は対象年齢を拡大したことにより、昨年より近い方に指導を実施してまいります。

17ページの表は昨年度参加者のプログラム開始前と後のHbA1cの変化を表したものですので、参考にご覧ください。

最後に19ページを御覧いただきたいと思います。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。令和元年度に国は健康増進プランを策定し、健康寿命を男女ともに延伸し、75歳以上とすることを目標に定めました。国民健康保険は74歳まで、75歳以上は後期高齢者医療制度へと移行していくわけですが、切れ目なく保健事業を実施していただくため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が位置づけられました。既に介護保険制度の中で実施されておりますサロンや通いの場を利用し、75歳以上の方にも健康相談や体力測定などを実施しながら支援を行ってまいります。

令和6年度から、全自治体で日常生活圏域ごとに実施することが義務づけられており、本市では本年度から、大横・東浅川・南大沢の各保健福祉センターで、1圏域ずつ実施し、順次拡大をし、令和6年度に市内全域で実施していく予定でございます。

私からの説明は以上となります。

○横溝保険年金課長 続きまして、V 医療費の適正化の説明をさせていただきます。

22ページでございます。1 ジェネリック医薬品の普及促進でございますけれども、その取組といたしまして、ジェネリック医薬品普及促進シールというものを、保険証の更新時に同封しております。さらに、ジェネリックにお薬を変更した場合、自己負担額が下がり、本人負担も軽度となる方々に差額通知というものを送付しております。通知の件数は令和2年度で6,639通でした。

こうした取組により、23ページのグラフ、ジェネリック医薬品の使用率でございますけれども、使用率は上昇傾向にありまして、令和3年3月の使用率は79%となっております。

ページをおめくりいただきまして、24ページの削減効果額でございます。通知発送による削減効果額が、令和2年度では約2,400万円ありました。こちらではお示ししておりませんが、平成24年度ですと、ジェネリック医薬品の使用率は大体38%ぐらいでした。現在79%ということで、ジェネリック医薬品による削減効果は、確実に出ているものと考えております。

ただし、過去にも御意見をいただいておりますけれども、ジェネリックの有効性、こちらの問題については、厚生労働省の動向を注視しながら慎重に対応していきたいと考えております。

次に25ページ、柔道整復二次点検でございます。一般的に柔道整復は、どうしてもリラクゼーション目的と医療目的の境界が曖昧な運用になってしまうことがございます。本市では二次点検を徹底して、適正な支給に努めているところでございます。

この実績ですが、左側の本市の表を御覧いただきますと、1件当たり支給金額が、令和元年度では5,084円となっておりますけれども、右の表の都下全市町村の1件当たり支給金額で見ますと、5,134円で、二次点検の成果が数字にも表れていると考えてございます。

なお、抽出条件等は表の下にも書いてありますけれども、回答と請求書の内容に疑義がある場合は、被保険者に電話で聞き取りを行っております。それでもまだ疑義が残る場合は、施術師から施術録の提出を求めているところでございます。さらに疑義が残る場合は、東京都に情報提供いたしまして、指導監査を依頼しております。

次の26ページ、柔道整復二次点検の実績・体制というグラフでございます。保険給付の対象につきましては、私どもではアンケート調査をいたしまして、点検員による診療内容の審査をいたしまして、医療と重複していないかといったことを精査することで、療養費の適正化と削減に努めております。

なお、この数値でございますけれども、先ほどの25ページのものは、過誤や返納金というものを加味したものでございまして、こちらの26ページのものは支払い実績の数値であることから、多少の差異がございますので、御了承ください。

続きまして、27ページでございます。こちらは第三者行為求償事務でございます。交通事故等で第三者の過失により負傷し、国民健康保険を使用して治療を受けた場合、過失割合に応じた額を保険者、この場合は市でございますけれども、市が第三者に求償するものでございます。本人もしくは関係者からの被害届をもとに、加害者に求償をしております。本市では、損害保険会社のOBを会計年度任用職員の専門職として採用いたしてございまして、表のとおり、実績を上げているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、28ページでございます。適正受診・服薬推進事業でございます。この事業は平成30年度から取り組んでいるもので、抽出条件から、対象の方にお知らせの手紙を送付して、薬剤師や医療機関に相談してくださいという取組をしております。令和2年度は1,725通のお手紙を送付しておりますが、削減額といたしましては、過去2年間で1,157万円となっております。

なお、令和3年度につきましては、東京都のモデル事業に選定され、その事業内容といたしましては、薬剤師が対象者のお宅を訪問し、直接、訪問服薬指導を実施する事業となっております。都内26市では本市だけが実施することになりまして、コロナ禍ではありますけれども、今後の適正受診・服薬推進事業に関して、多大な効果を期待するところでござい

す。

○細田収納課長 続きまして、VI 収納率向上の取組について御説明をいたします。

資料30ページをお開きください。令和2年度の徴収実績につきまして御説明します。

(1) 予算との比較を御覧ください。令和2年度における予算と決算見込みを比較した表となります。表、一番下の行の中央の欄のとおり、決算収入見込額は、予算収入見込額に比べ、3億855万3,000円の増収であり、その右の欄のとおり、決算収納率は予算上の収納率に比べ1.9ポイント増でした。

続きまして、(2) 収納率の推移を御覧ください。過去5年間の収納率の推移を表とグラフで示しております。表の一番右の列、「令和2年度」の太字が、決算収納率となっております。現年課税分収納率は、前年度比2.06ポイント増の94.35%、滞納繰越分収納率は、前年度比7.32ポイント増の32.09%であり、その結果、合計収納率は4.49ポイント増の81.91%となりました。

31ページを御覧ください。(3) 現年課税分収納率の比較です。これは、現年課税分収納率の全国平均、中核市平均、東京都の区市町村平均と、本市の収納率を比較した表とグラフになります。なお、現時点で公表されている数値が令和元年度まででございますので、そこまでの比較となっております。

折れ線グラフを御覧ください。オレンジ色の丸印が、本市における収納率の推移となっております。赤い四角の全国平均、緑色の三角印の中核市平均に比べ、収納率が右肩上がりに向上しております。平成29年度では、中核市平均に比べ1.45ポイント劣ってございましたが、令和元年度では、中核市平均より0.11ポイント上回っているような形となっております。

続きまして、32ページをお開きください。(4) 滞納世帯数の推移につきまして、説明します。この表は、決算時点において、現年課税分の未納がある世帯数及び滞納繰越分の未納がある世帯数の5か年の推移を示したものです。下の折れ線グラフからもわかるように、令和2年度は、現年課税分と滞納繰越分の両方の未納世帯数が大きく減少しております。

ここまで、令和2年度の徴収実績を、主だった数値を用い、御説明いたしましたとおり、収納額、収納率が向上し、滞納が減少しております。これは、国保加入者の方々から、国保税の負担や納税について御理解を得られた結果だと思っております。

続きまして、33ページを御覧ください。2 令和2年度に実施した主な取組につきまして、御説明します。

まず、(1) 法に基づく厳格な対応です。担税力があるにも関わらず、督促・催告後に納税相談がない方につきましては、法に基づき、差押えを行いました。令和2年度に実施した差押件数は、表の一番右の列、合計の2行目のとおり968件であり、前年度の3.8倍の差押えを実施したことになります。

続きまして、(2) 担税力を失った方への対応です。状況が変わり、納税が困難となった方につきましては、納税相談を通じ把握した状況に応じ、丁寧な対応に努めております。特に令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年同期に比べ、おおむね2割以上減少した方について、徴収の猶予を行ったところです。

34ページをお開きください。(3) キャッシュレス決済の導入についてです。当初、令和3年度課税分から、電子マネーとクレジット納付を導入する予定でしたが、コロナウイルスが急激に感染拡大する状況を踏まえ、市民や地域を感染症から守るため、キャッシュレス決済を前倒して実施しました。電子マネー、具体的にはLINE Pay、PayPayは令和2年12月から、スマートフォンを利用したクレジット納付は令和3年2月から導入しており、令和2年度分の納付としましては、表右下のとおり2,740万円、1,704件の御利用をいただきました。

最後になりますが、今年度から、市税と国保税を同じ所管で徴収しております。市税と国保税とを隔てるのではなく、税金の納税が困難になった方へのトータル的な納税相談と、法に基づく厳格な対応、納税者が納税義務を果たしやすい環境の整備、これらを着実に進めることで、さらなる納税に対する信頼が得られるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○横溝保険年金課長 続きまして、Ⅶ 新型コロナウイルス感染症関連の取組について御説明いたします。

36ページをお開きください。ここでは、国民健康保険事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る取組について、令和2年度実績を報告しております。

まず、国民健康保険税の減免でございますけれども、申請件数として1,383件、そのうち決定件数1,196件で、減免総額といたしましては、2億4,167万3,300円となっております。

次に、国民健康保険税の徴収猶予でございますけれども、申請件数として257件、1件、不許可がございましたが、猶予総額といたしまして、4,728万2,402円となっております。

次に、傷病手当金でございますが、申請件数が20件、うち支給件数が19件となっており、支給金額としては、110万1,653円となっております。

最後に、特定健康診査及び特定保健指導でございますけれども、健康寿命の延伸に資する当該事業の実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の通知に基づきまして、医療機関に対し、基本的対処方針を踏まえた感染症対策を依頼しております。

最後に、Ⅷ 令和3年度（2021年度）の重点施策でございます。

まず、（1）健康寿命の延伸に資する保健事業の推進でございます。そのうち、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上、次に、生活習慣病重症化予防事業の実施としております。

（2）医療費適正化の推進の中では、診療報酬明細書の点検調査の充実、ジェネリック医薬品の普及促進、療養費等の支給の適正化、第三者行為に係る求償事務の促進、適正受診・服薬の推進、データを活用した保健・介護予防事業の分析・研究としております。

（3）収納率向上に向けた取組として、担税力に応じた滞納整理方針に基づくきめ細やかな収納事務の推進、収納事務の最適化を挙げております。

私からの説明は以上でございます。

○岩田会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問等ございましたら御発言願います。なお、御発言の際には挙手をしていただいた後に、指名させていただきますので、その後に御発言をお願いいたします。特に御発言はございませんでしょうか。

橋本直紀委員。

○橋本委員 19ページで、国の制度で、健康寿命延伸プランというのが始まったようですが、当然、部は違って市役所全体の取組になると思いますけれども、その辺の具体的な取組というか、計画をもう少し具体的に教えていただけますか。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の御質問でございますけれども、今まで国保の加入者が74歳までということで、75歳以上は後期高齢者医療制度に移っていくわけです。一方で、65歳以上の方が介護保険を利用されていて、特に介護保険の通いの場の中で、いろいろな取組がされているわけですが、福祉と医療が連携することによって、既にある取組を使いながら、今後は保健師などがその場にお邪魔させていただいて、そこで血管年齢や体力測定をさせていただくことによって、健康に関心を持っていただ

くというようなことの事業を始めております。

○岩田会長 橋本直紀委員。

○橋本委員 20ページにイメージ図があります。これで、医療保険部、福祉部、健康部、3つが出てまいります。どういう連携をしていくのかを教えてください。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 特に本年度、始めようしているのは、昨年度から福祉部門、高齢者、福祉部門は、例えば悉皆調査ということで、様々な調査を行っております。その中で、リスクが洗い出された方に対して、保健指導していくというようなことも考えながら、お互いにその部分が、今まで、どうしても縦割りで行われておりましたので、お互い情報交換しながら、現在、進めております。

○岩田会長 橋本直紀委員。

○橋本委員 健康部と福祉部の間のことについては、何か分かりますか。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 この一体的事業については、医療保険部が中心となっておりますので、例えば口腔ケアに関しては、福祉のほうでも行っておりますし、健康部のほうでも行っておりますので、そこについては、もちろん医療保険部でも行っておりますけれども、特に高齢者の口腔ケア、フレイル予防については、お互い連携をしながら行っていければと考えています。

○岩田会長 よろしいですか。橋本直紀委員。

○橋本委員 もう少し具体的に分かるように、全体の計画がそのうち出てくることを期待して、質問を終わります。

○岩田会長 他に御発言はございませんでしょうか。井上祐子委員。

○井上委員 こちらの資料を前もって送っていただいて、目を通した後に、8月15日の市の広報が参りまして、その中に特定健康診査・特定保健指導ということで、生活習慣病を予防して健康長寿をということが入っていたのですけれども、これは一体化事業の一環として取り上げているものなのでしょうか。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 この事業は、毎年、特に6月から特定健康診査を始めさせていただいて、どうしても夏というのは、受ける方も少なくなってくる時期でございますので、この時期に広報に掲載させていただいて、特定健康診査を受けるようにということの呼びかけを

行わせていただいているものです。

○岩田会長 井上祐子委員。

○井上委員 これは今回、こういう高齢者の保健事業ということをやったことに対して特別な意図があったわけではなくて、毎年行っているということなので、よろしいでしょうか。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 8月15日号の広報については、毎年呼びかけということで御理解いただければと思います。

○岩田会長 よろしいですか。

○井上委員 ありがとうございます。

○岩田会長 他に御発言はございませんでしょうか。山田弘志委員。

○山田委員 すみません。私からは、ジェネリック医薬品の普及促進、24ページのところにある差額通知の送付ということについてですが、令和2年度(2020年度)は何通ぐらい送付されているのでしょうか。

○横溝保険年金課長 22ページに記載しておりますが、差額通知の件数は6,639通となっております。

○岩田会長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。私、薬局に勤めておまして、市からの差額通知で、これだけ安くなるという手紙を持っていらっしゃって相談される方というのは、かなりいらっしゃるもので、ぜひ続けていただければなと思っております。

現在、ジェネリック医薬品の普及率を上げようということで、病院、薬局では、頑張っているところですが、あるジェネリックメーカーさんの問題で、かなり医薬品の流通が滞っています。薬局で今、調べてみたのですが、100品目ぐらいは、手に入りづらくなっている。なおかつ、例えばジェネリックの新しい医薬品を採用したとして、それを患者さんに出すと、その次に来たときに、同じ医薬品が出せない、買えないという状況は、かなり広がっている。コロナの関係もあるのかもしれないですけど。

あるジェネリックを沢山販売していたものですから、その足りない分が、ほかのジェネリックメーカーさんに回ってくるが、そのジェネリックメーカーさんは製造できる量が限られているので、結局製造が追いつかない状況が起きてしまう。そうすると今度は、先発医薬品のメーカーに流れる。これにより、先発医薬品も、今まで売上げがなかった医薬品が、い

きなり売上げが上がってくるので、工場がストップするような状態になっております。ジェネリックの普及率を、本年度、上げていくのは難しい状況になっているのかなと思っておりますので、そこの辺のところも加味していただければなというように思います。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 いろいろな情報をありがとうございます。以前、山田委員にはジェネリックの普及について、お子様の分の普及がどうしても伸びないのはなぜかという御質問させていただいたこともあり、結局、子供の場合は、お医者さんにかかったときの医療費負担がなかったりするので、親も、ジェネリックというよりは普通の医薬品を選択されるケースが多いということも聞いております。

実は本年度、私は東京都の後発医薬品安心使用促進協議会の委員に選ばれておりまして、2回しか会議はないのですが、今の山田委員のような貴重な情報を伝えていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○岩田会長 他に御発言はございませんか。井上祐子委員。

○井上委員 34ページのキャッシュレス決済の導入というところですが、PayPayとかLINE Payとか、若い方はこういうものを活用されますけれども、銀行預金とかの口座振替がありますよね。その方法も、納めやすい方法ではないかなと思うのですが、現金で窓口で納める方と、口座振替の方の割合というのは把握していらっしゃるのかを伺いたいです。

○岩田会長 収納課長。

○細田収納課長 市といたしましても、やはり口座振替をしていただいたほうが、うっかり納付忘れというのがありませんので。LINE Pay、PayPay、自宅で納付ができますということで宣伝はさせていただいているのですが、どうしても動作というか、作業をやらないと、納税したことになりませんので、うっかり忘れというようなことは生じてしまいます。それに伴って、延滞金が発生してしまうというリスクがあったりするところ、口座振替を市側としましては一番、推奨させていただいているところではございます。

率といたしましては、納付している金額のうち、一番多いのが口座振替となっております。現年課税分の納付額のうち42.4%が口座振替で、続いて多いのが、金融機関とか市役所の事務所などの窓口で納める現金納付の27.9%。続いて、コンビニでの納付となっております。

○井上委員 ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいですか。

○井上委員 はい。

○岩田会長 他に御発言ございませんでしょうか。増田委員。

○増田委員 今後、問題になります保険料率等のシミュレーションについてです。私は令和元年度から委員をさせていただいているのですが、その年度辺りで出されたシミュレーションと、今年1月に出されたものとは大幅に内容が変わってきているのですが。

医療給付費分と後期高齢者支援金等分と、それに対して介護納付金分を保険税として支払う層というのは、40歳以上は、介護納付金分がプラスされる形になりますよね。という形で、昨年、コロナのことがあって、若い層の分を抑えたのかなと思っていたのですが、1月の御説明では、八王子市は介護サービス費が、都の中では、そんなに高いほうに入っていないというような御説明があったかと思うのですが。それで、介護納付金を大きく改定するようにシフトされてきているのではないかと思うのですね。

その辺のところを少し裏づけとなる資料を出して頂いたり、あるいは都に対して、標準税率等の算定に当たって基礎資料をつくられると思うのですが、その辺のところも、もう少し明らかにしていただければありがたいかなと思います。

あわせて、八王子市への転入を毎回、問題にさせていただいているのですが、2017年よりは随分、増え方が減ってきているようには思いますが、八王子市へ転入されている方の年齢層及び所得といったもの等を考慮して、その介護納付金分の比率を増やしていくのが妥当なのかどうかといったようなことも、併せて御検討していただけると良いかと思いません。

もう一回、整理させていただきますと、全体に対して、40歳以上の方への負担を大きくするという方向での改定シミュレーションが徐々に進んできているわけですが、その裏づけとなる明確な説明というのを次回以降、必要ではないかと思ひまして、意見を述べさせていただきました。以上です。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 御意見ありがとうございます。最初の平成30年度のときのシミュレーションに比べますと、我々が見込んでいた以上に介護保険納付金が伸びているというのは、確かなところでございます。逆に、医療費給付金の部分については、思ったほど伸びていないという状況になっています。また今後、後期高齢者医療支援金についても、後期高

齢の2割負担の導入の時期によっては、影響しかねないような状況にありますので、そういうところを皆さんによくお見せできるような資料が、用意できればと思っております。

ちなみに転入も、令和2年度でいうと、令和元年度に比べると転入者が徐々に減っている状況ではございます。ただ、転出者も令和2年度に関しては、令和元年度と比べると、ちょっと減っているような状況ですので、そういうものが、どこまでコロナの影響と絡んでいるのかというのは、ある程度、分析していかなければいけないと思っております。なるべくお示しできるものはお示ししていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岩田会長 よろしいですか。

○増田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 他に御発言ございませんでしょうか。石井委員。

○石井副会長 コロナの影響が、様々なところで出ている中身になっていると思います。その関連で少しお聞きしたいと思うのですが、7ページの医療費の推移で、大きく医療費が減っている要因で、主に2つあって、被保険者数の減とコロナの影響というふうにありますけれども、そのうち、コロナの影響について、どの程度、見ていらっしゃるのか、お示しいただければと思います。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 コロナの影響でございますけれども、4ページを御覧いただきますと、決算見込みの数字ではございますが、歳出の2番、保険給付費が前年度比でマイナス4.9となっております。これの令和元年度の決算などを見ますと、大体マイナス1%前後でございまして、それを含めて考えると、全国的な平均が約5%と言われている中、本市におけるコロナの影響として考えられるものとしては、マイナス4%ぐらいなのかなと考えてございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 ありがとうございます。また、特定健康診査も、大きく数字が減っています。昨年、確定値ではないということですが、コロナの影響で、どの程度、見ていらっしゃるのか、そちらもお聞かせください。

○岩田会長 成人健診課長。

○滝口成人健診課長 特定健康診査の部分については、5%ぐらい見ますので、分母が違う中で、大体2,000人ぐらいの方が、結果的に受診控えになったのかなと推測しております。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 5%程度減ったということですが、昨年との比較でどのくらい減ったといえますと、10%以上と。パーセントそのものは増えてきた。その中身で見ると、そうなるのかなと思います。いずれにしても、特定健康診査も受診控えというところを言われているように、かなり深刻な状況だと思います。それについて、医療機関の減収ということにもつながっていると思いますので、そちらに対する支援も必要だと思いますし、また、それぞれ健康悪化につながってしまう。受診抑制などで、必要な医療にアクセスできないで、重症化していたという大変な状況になるということもあると思います。そういった点で、市として、どのような現状をつかんでいらっしゃるのか。また、そうならないための何か方策をとっていらっしゃるのかお聞かせください。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 令和2年度・3年度、今、コロナの影響で、病院にいつもは行っていたけども、行かないとか。先ほど山田委員からお話があったとおり、薬の供給がいま一つうまくいっていないとか、そういった問題において今後、そういったものがボディブローのように医療費等に影響してくるのではないかなと考えてございます。

そのためには、健康保険制度自体を持続的に継続していかなくてはならないとの考えもありますので、今後、伸びることも予測される医療費を、保険税でうまく賄えるような形で、我々のほうも、国民健康保険事業の保険税の算定も含め、また、保健事業も含めて考えていく必要があると思っております。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 見通しがなかなか立てられないのだと思います。予想以上に深刻になっている部分もあると思いますので、必要な手当てをきちんととっていく必要もあると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、コロナに関連して、37ページに傷病手当金についての御説明がありました昨年からは始まった国保の傷病手当金ですが、支給が19件で、不支給が1件で、その理由が個人事業主のためということでした。予算規模からいくと、20分の1程度の実績にとどまっているようですし、そもそも必要な方がこれを皆さん受けられているのか。もしかして、対象であっても、受けられていない方もいるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 対象者につきましては、いわゆるホームページや広報の中で、お知ら

せをしておりますし、今回、支給は昨年度19件でしたけれども、それ以上のお問合せはいただいている状況でございます。そうしたお問合せに対しても、職員が丁寧に御説明を差し上げておりますので、ある程度は必要な情報が行き届いているのではないかなと考えてございます。

予算を策定する際には、当時のことを思い返しますと、武漢で起こったパンデミック的なコロナの広がり方から推測するに、予算上の金額ぐらいいまでは上り詰めるのではないかなということの見込みを行った結果と考えてございます。

結果として日本の中、特に東京都では、今は第5波という形になっておりますけれども、1年目の令和2年度においては、ある程度は緊急事態宣言等をもって抑えられたのかなと考えております。ただ、この後、令和3年度については、もう既に昨年の1年間の19件を超える届出が出ております。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 周知含めて、よろしく願いいたします。個人事業主の方が対象外になっていますが、これについては、進んだ自治体の中では、独自に市の財政で、個人事業主の方にお渡ししているところもあります。飛騨市や伊那市など、また、新座市や和光市などは傷病見舞金として、まとまった額をお渡しするといった独自の施策をとっている自治体もあります。

このコロナ禍のもとで、安心して休んでいただくためにも、こうした努力も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 そちらの件につきましては、こういった制度については、自治体ごとに差が生じること自体、いかななものかなと考えてございます。個人事業主の方が、和光市から八王子市に転入してきた場合、傷病見舞金は支給されないわけで、逆に八王子市から和光市に転出すれば、個人事業主が傷病手当金をもらえるというような制度では、いけないと考えてございます。やはり国全体が、統一の考えを持って行うべきと考えてございますので、その点については、中核市長会などを通じて、国へ訴えているところでございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 市長会要望などで、この対象者を広げるように求められていくことは必要だと思いますが、やはり今現在の問題ですので、それを待ってしまって、なかなか対応できないということもあると思います。できれば、独自施策のご努力のほうを、よろしく願います。

したいなど要望いたします。

最後に、今年度から、医療保険部の保険収納課から財政部の収納課に替わりましたと、御説明がありました。つい先日、引っ越しましたと伺っていますけれども、国民健康保険に関わる課が2つあるわけですが、これが離れてしまって、部も別になってしまったということで、その間の連携が今までよりも少し薄れてしまうことをちょっと懸念しております。

収納に力を入れることは必要だと思いますが、御説明にあったように、無理な徴収などを行わないように、しっかり丁寧な相談をしながら、様々な福祉などにつなげていただきたいと思いますし、この国保の本体としっかり連携し、連絡を密にしながら対応していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○岩田会長 収納課長。

○細田収納課長 先程、私から御説明させていただいたとおり、今回の組織改正、保険収納課と納税課の一本化というところは、市税と国保税とをトータル的に御相談を受けるところが第一の狙いでございます。

そのため、引っ越しはこの8月になってしまいましたが、組織改正があった4月から、窓口は一本化しておりますして、納税相談も1か所で行うような形をとってきました。

その中で、しっかりと保険年金課の資格課税担当につなぐべきところはつなぎ、という形でやっております。引き続き丁寧な、御相談を受けてまいりたいと思っております。

○岩田会長 他に御発言はございますか。よろしいですか。御発言がないようであれば、進行いたします。

### (3) その他

○岩田会長 次に、議題(3)その他に入らせていただきます。まず、今後の日程について、事務局から説明を願います。事務局、溝呂木さん、どうぞ。

○溝呂木庶務担当主査 今後の会議の日程につきまして、第2回目を、東京都から仮係数に基づく納付金等が示される11月下旬に、第3回目を、本係数に基づく納付金等が示される1月中旬以降に予定しております。詳細につきましては、決まり次第、送付させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○岩田会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について御質問がございましたら、御発言を願います。

(「なし」の声あり)

○岩田会長 御発言がないようですので、進行させていただきます。

続きまして、その他御意見がございましたら、御発言願います。御意見がないようですね。御意見もないようですので、以上で、本日の議題は終了とさせていただきます。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。署名委員につきましては、議席番号順に指名をさせていただきます。本日の署名委員は、1番、石井健一委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。皆様の御協力のおかげで、議事がスムーズに進行了りましたことを感謝申し上げます。

それでは、事務局へお返しをいたします。

## 5. 閉会

○横溝保険年金課長 会長、ありがとうございました。

これもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

[午後 2 時34分散会]